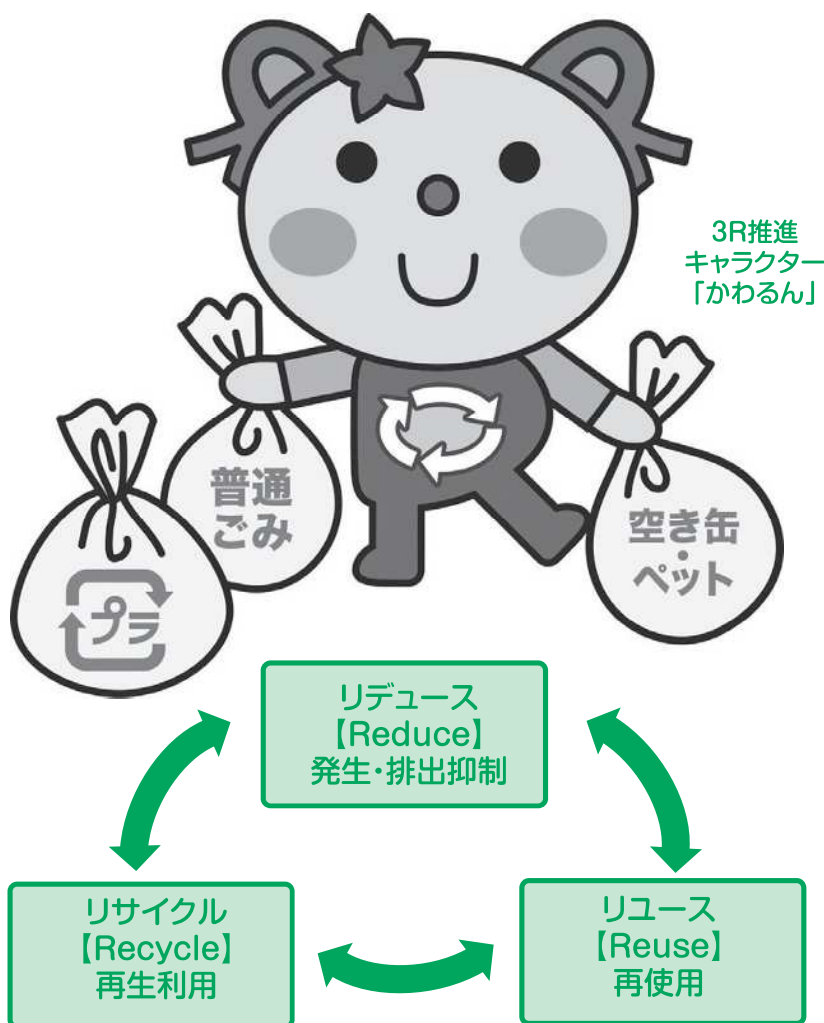


廃棄物減量指導員 活動ハンドブック

分ければ資源 混ぜればごみ



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

川崎市
Colors, Future!
いろいろって、未来。

私たちの
くらしとごみ
P1～P6

廃棄物減量
指導員制度
P7～P9

指導員の
活動内容
P10～

ごみ減量の普及啓発

家庭でできるごみ減量法、食品ロス削減協力店、フードドライブ、リユース・リサイクルショップ、エコショップ、リユースプラットフォーム、エコマーク、グリーンマーク、PETボトルリサイクル推奨マーク、生ごみ処理機等によるごみ減量、生ごみリサイクル活動支援、生ごみリサイクルリーダー派遣
P10～P14

リサイクル 活動実践の指導

資源集団回収
拠点回収（古着、小型家電、インカートリッジ、牛乳パック、食品トレイ）

P15～P22

排出方法の順守指導

普通ごみ、粗大ごみ、小物金属、空き缶、ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、動物の死体、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装・プラスチック資源、市では収集しないもの
ふれあい収集、許可業者による一時多量ごみの収集、資源物の持ち去り禁止、災害が起きた時のごみのこと
P23～P44

廃棄物行政に 関する意見及び 情報の提供

P45～P46

巻末資料
P47～P60

◇ はじめに

川崎市廃棄物減量指導員制度は、平成6年4月に発足しました。このハンドブックを手にする皆様には、第16期目の廃棄物減量指導員を引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、かつて、高度経済成長を背景に大量生産・大量消費・大量廃棄などによりごみ量が急増し、このままではごみ量が市のごみ焼却能力の限界を超えるという厳しい状況に直面したため、平成2年に「ごみ非常事態」を宣言しました。その後、市民・事業者の皆様の御理解と御協力を得ながら、ごみ減量・リサイクルの取組を連携して進めることにより、平成2年度に約55.4万トンあった焼却ごみは令和4年度には約34万トンまで減少し、大幅にごみ量を減少させることが出来ました。

近年、気候変動による異常気象や海洋プラスチックごみの増加による生態系への悪影響などが世界的な課題となっており、本市においても、一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性を規定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき取組を着実に進めるとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う「プラスチック資源」の分別収集の段階的な開始や、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素社会の実現に向けた2030年の温室効果ガス削減目標等を設定するなど、廃棄物処理を取り巻く社会状況の変化に対応した取組を進めているところです。

川崎市は、令和6年7月1日に市制100周年を迎えます。大正13年に人口約5万人から始まった川崎市は、政令指定都市として6番目の人口を擁する大都市へと成長しました。市制100周年という歴史的な節目を迎え、今後も誰もが暮らしやすい笑顔あふれる「最幸のまち」へとつなげていくため、持続可能なまちの実現を目指して、ごみの減量化・資源化にも引き続き取り組んでまいります。

今後も生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、まちの美化推進を行うとともに、超高齢社会の到来に向けた取組や大規模災害への対応など社会状況に応じた取組を、市民・事業者の皆様と協働して進めてまいります。こうした取組を進める上で、廃棄物減量指導員の皆様の活動は、今後ますます重要性を増していくことと考えています。皆様には、ごみの減量・リサイクルの推進及びよりよい地域環境の構築に向けた地域のリーダー役として、また、市民の皆様と市とのパイプ役として、御活躍くださいますようお願い申し上げます。

令和6年4月
川崎市長 福田 紀彦

《 目 次 》

第1章 私たちのくらしとごみ

1 ごみと地球環境	P 1
2 川崎のごみ	P 1
3 川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)	P 3

第2章 川崎市廃棄物減量指導員制度

P 7

第3章 廃棄物減量指導員の活動内容

1 ごみ減量の普及啓発に関すること	P10
2 リサイクル活動実践の指導に関すること	P15
3 排出方法の順守指導に関すること	P23
4 廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関すること	P45

《巻末資料》

1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(抜粋)	P47
2 廃棄物減量指導員等に関する要綱	P48
3 第14期廃棄物減量指導員アンケート結果(概要)	P49
4 川崎市における廃棄物処理の流れ	P50
5 リユース・リサイクルショップ認定店一覧表	P51
6 エコショップ認定店一覧表	P53
7 家電リサイクル協定店一覧表	P57
8 廃棄物減量指導員変更届・承諾書(様式第2号)	P59

第1章 私たちのくらしとごみ

ごみと地球環境

私たちが暮らしの中で使っている様々なものは、もとをたどれば大切な地球の天然資源です。木や紙は森林資源、プラスチック製品は石油、金属製品は鉱物を原料としています。

また、これらの物を作るにはエネルギーが必要ですが、ここでも石油、天然ガス、石炭などの天然資源を消費しており、私たちの毎日の暮らしはこうした地球資源の消費により支えられています。

さらに、こうして作られたものを使い終わった後にごみとして焼却することで、温室効果ガスが大量に発生し、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。

ごみの排出量や埋立処分量は、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高まりとともに減少してきていますが、私たちがこれからも持続可能で豊かな生活を続けていくためには、更なるごみの減量やリサイクルを通じて、限りある天然資源の使用量を減らし、地球環境と調和するライフスタイルに変えていくことが大切です。

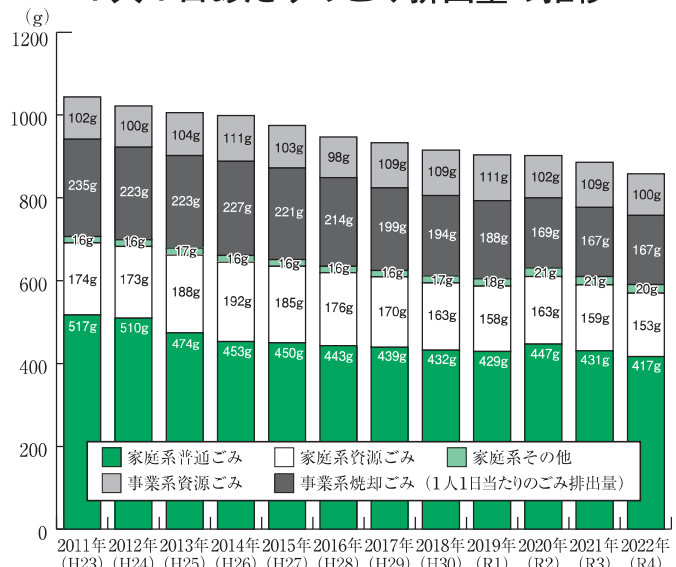
川崎のごみ

川崎市の廃棄物処理事業は、大正13年の市制施行と同時に公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的として開始し、昭和30年には全国で初めて機械式のごみ収集車両を導入し、昭和44年には市内全域でごみの毎日収集を開始しました。

さらに4つのごみ焼却処理施設を市内にバランス良く配置し、昭和46年にはごみの全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、近代的なごみ処理システムの構築に努めてきました。

しかしながら、人口の増加や経済発展とともに、ごみの排出量が増え続け、市のごみ焼却能力の限界に迫る状況となり、平成2年には「ごみ非常事態」を宣言し、市民・事業者の皆さんとごみの減量化・資源化に取り組んできました。平成12年以降、循環型社会形成推進基本法などの法整備を受け、これまでのリサイクルを中心とした流れから3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))を基本とした取組へと転換を図りました。平成2年には乾電池のみであった資源物の分別収集を、空き缶・ペットボ

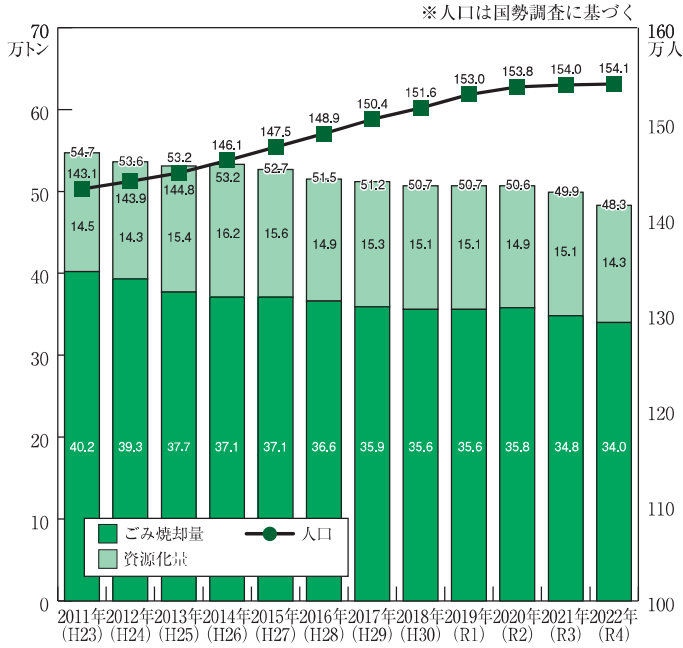
1人1日あたりのごみ排出量の推移



トルやミックスペーパー・プラスチック製容器包装などの分別品目の追加を経て7品目に拡大するとともに、廃棄物減量指導員等による排出指導や生ごみリサイクルリーダーによる普及啓発などに取り組んできました。こうした取組と市民の皆さんの日頃からのごみの減量と分別への御協力により、ごみの減量化・資源化が進み、環境省の実態調査による1人1日あたりのごみ排出量は平成29年度から3年連続で政令市最少となり、その後もごみの排出量は減少が続いています。

更なるリサイクルの推進を目指し、現在普通ごみとして焼却しているプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と併せて資源物として回収してリサイクルする「プラスチック資源一括回収」の取組を令和6年度から段階的に実施します。(詳しくはP37を参照) プラスチック資源循環の推進により、循環型社会の構築は基より、脱炭素社会の実現に向けても取組を進めていきますので、引き続き指導員の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願い致します。

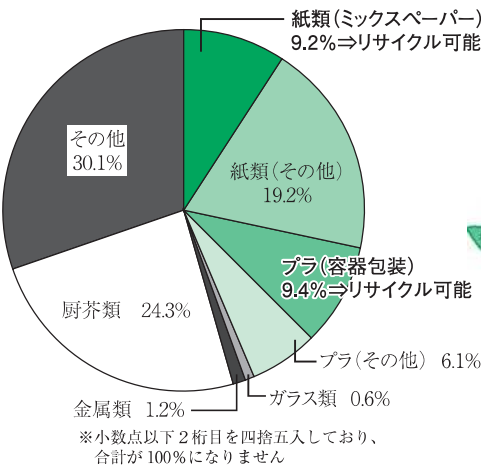
ごみの総排出量と人口の推移



家庭から出る普通ごみの中には、市が資源物として収集しているミックスペーパーやプラスチック製容器包装等、リサイクル可能な物が、まだ多く含まれています。リサイクルを推進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することができます。

次代を担う子どもたちのために、一人ひとりが今のライフスタイルを見直し、行動することが大切です。

令和4年度家庭系焼却ごみ
組成調査結果 (湿ベース)



令和3年度のごみ処理経費



1年間で → 140億円
 ごみ1トンあたり → 44,308円
 市民1人あたり → 9,065円
 かかっています。

川崎市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)

川崎市では、平成17年4月に「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念とした「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を策定し、3Rの取組に重点を置き、埋立処分場の延命化など、循環型の廃棄物処理に向けて基本施策の大きな転換を図ってきました。廃棄物減量指導員の方々をはじめとする市民の皆さんに御協力をいただいた結果、これらの取組により、ごみの焼却量が、平成27年度には「37万トン」になったため、平成27年4月から3処理センター体制へ移行したところです。

この「かわさきチャレンジ・3R」の計画期間が平成27年度で終わることから、これまでの施策を検証するとともに、国等における廃棄物・環境政策の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、川崎市環境審議会からの答申（平成27年11月「川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定の考え方について」）や、市民・事業者の皆さんの御意見を踏まえ、平成28年度を始期とする新たな「一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」を策定しました。

基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした循環型社会の構築
- 循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換
- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指した資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組の推進

基本方針

社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します

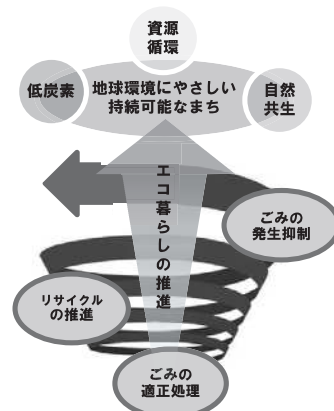
市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

「エコ暮らし」とは…

「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」を3つの柱に、日々の暮らしの中でできる、環境に配慮した行動を積み重ねていくことではないでしょうか。

市民・事業者の皆さんが、ごみをできるだけ発生させない生活や活動、ごみの分別の徹底、節電などの省エネ行動、庭や花壇の緑化の推進を行うなど、一つ一つは小さい取組であっても、積み重ねていくことで、環境に対する意識の高まりを目指していきましょう。



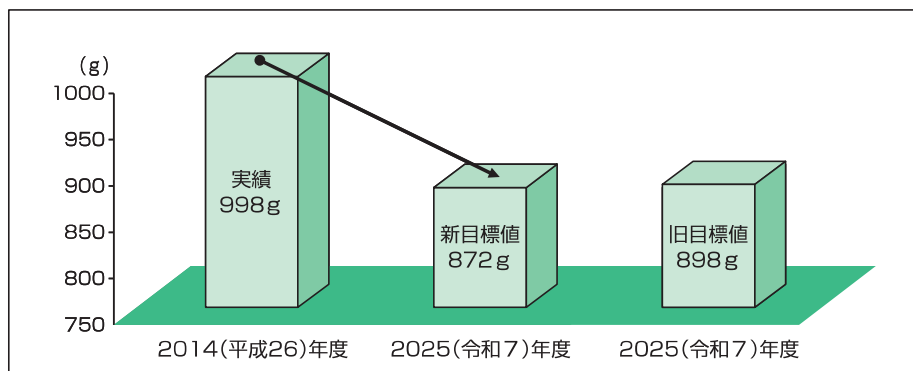
期間・目標

平成28年度から令和7年度までを計画期間とし、平成26年度実績を基準として、3Rを基調としながらも、2R（リデュース・リユース=ごみの発生抑制・再使用）に重点を置いた目標を設定しました。

1 ごみの発生抑制の推進

1人1日あたりのごみ排出量を10%削減します（998g ⇒ 898g）

※人口が増加する中でもごみ焼却量33万tを実現するため、第3期行動計画（令和4年度策定）で、目標値を変更しました。「898g」から更に減量して「872g」を目指していきます。

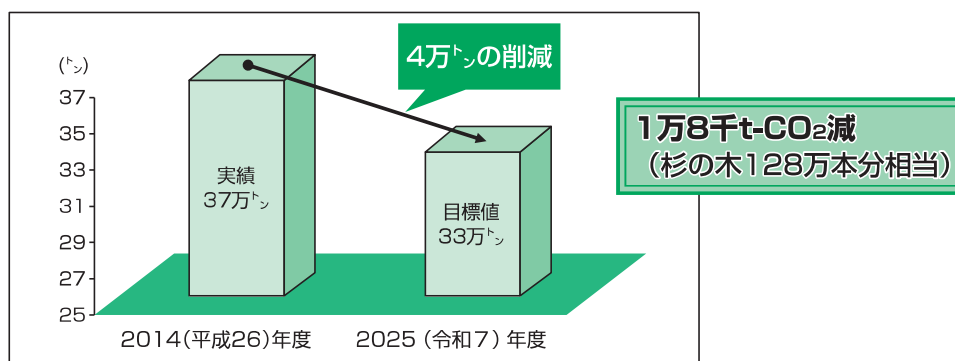


※ごみ排出量とは、一般家庭から排出されるごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収）、事業者から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）等の合計になります。

2 ごみ焼却量の削減

ごみ焼却量を4万トン削減します（37万トン ⇒ 33万トン）

（家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減）



取組成果・効果の「見える化」・「見せる化」

目標の進捗状況や成果について、実績値を公表（「見える化」）するだけでなく、市民・事業者の皆さんに、よりわかりやすく伝え、協力を得られるように、取組による具体的な効果を見せながら（「見せる化」）、公表していきます。

埋立処分場の延命化

ごみの減量化・資源化を推進することにより、埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します。

一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)に基づく取組

市では、本計画の目標達成に向けて、廃棄物減量指導員の皆さんをはじめ、市民・事業者の皆さんと連携しながら様々な施策に取り組んでいきます。

< 150 万「環境市民」に向けた

分別・減量化意識の向上>

ミックスペーパー・プラスチック製容器包装について、分別が十分にされていない状況にあり、分別率の向上に向け、150 万人を超える多様な市民に対し、若年層・高齢者・外国人など対象者ごとに効果的な広報を実施し、市民一人ひとりの分別・減量化意識の醸成を図っていきます。



<世界が約束した（SDGs）食品ロス対策>

持続可能な開発目標（SDGs）では、2030 年までに世界全体の一人あたりの食品廃棄の半減や、3 R による廃棄物の大幅削減が掲げられています。本市では、食品ロス量を見える化するツールの作成や、不要となった食品を市内で回収のうえフードバンク団体等を通じて必要な世帯等へ提供するフードドライブの取組を促進します。また、食品ロス削減協力店への登録促進や、市民の認知度向上に向けた取組を行います。



<『エコ暮らし』や川崎の

クリーンな街並みの世界への発信>

「エコ暮らし」なライフスタイルをイベントなども活用して情報発信を行うとともに、市民・事業者の環境意識の高まりを目指します。

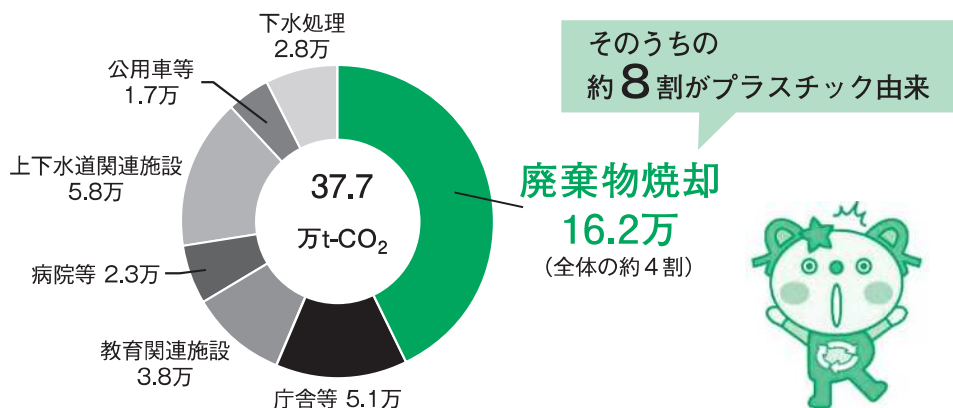
さらに、環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンに参加し、本市の各種美化活動の情報を発信したり、神奈川県「かながわごみプラごみゼロ宣言」への参加など、関係機関等と連携して海洋に流れるプラスチックごみ削減の取組を進めます。



プラスチック資源循環の取組強化（コラム）

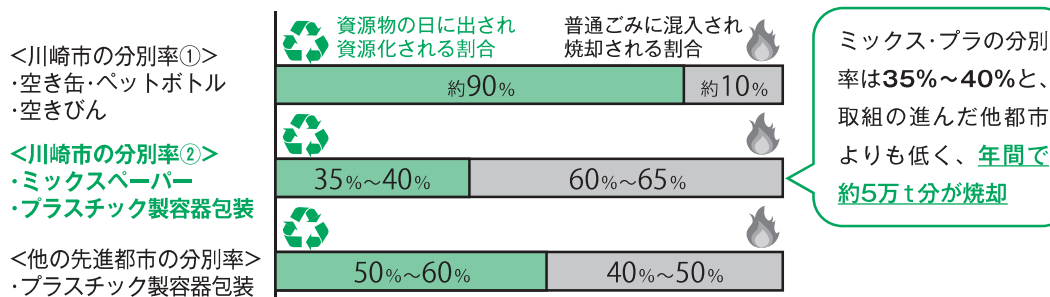
廃棄物分野における温室効果ガス削減の必要性

市役所の温室効果ガス排出状況（2022 年度）



川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、市役所から排出される温室効果ガスを2030年度までに2013年度比50%以上削減を掲げており、この達成には、廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2022年度比で約25%（4.1万t-CO₂）削減の必要があります。これには**プラスチックの削減が必要**です。

ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別率はまだまだ低い



本来資源として活用できるミックスペーパーやプラスチック製容器包装の多くが普通ごみとして燃やされています。取組が進んでいる都市では、**分別率が50%以上**のところもあることから、本市も分別向上に向けた取組を進めていく必要があります。

プラスチック資源一括回収の取組（詳細はP37）

川崎市ではプラスチック資源循環をさらに加速化するため、バケツやハンガー等の「プラスチック製品」とおかしの袋等の「プラスチック製容器包装」を一括で収集しリサイクルしていく「プラスチック資源一括回収」の取組を今後展開していきます。

令和6（2024）年度 川崎区先行実施
 令和7（2025）年度 幸区・中原区まで拡大
 令和8（2026）年度 全市実施



第2章 川崎市廃棄物減量指導員制度

廃棄物減量指導員とは

ごみの減量とリサイクルを推進していくためには、町内会・自治会などの住民組織の地域ぐるみでの御理解と御協力が不可欠です。

このため、廃棄物減量指導員は、これら住民組織から推薦をいただき、川崎市長から2年間の任期で委嘱を受けて活動していただきます。

廃棄物減量指導員の皆さんは、ごみの減量とリサイクルの地域におけるボランティアリーダーとして、また、市と市民のパイプ役として地域ぐるみでの活動をしていただくことになります。

なお、廃棄物減量指導員としての活動を行う際には、廃棄物減量指導員であることを証明する「川崎市廃棄物減量指導員証明書」を携帯し、必要に応じて腕章や帽子を着用してください。

条例に規定する廃棄物減量指導員

廃棄物減量指導員は、条例及び条例施行規則に次のとおり規定されています。

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

(廃棄物減量指導員)

第12条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量指導員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量指導員は、地域における推進役として、一般廃棄物の再利用及び再生利用による減量等の市の施策への協力その他の活動を行う。

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則」

(廃棄物減量指導員)

第3条 条例第12条第1項に規定する廃棄物減量指導員（以下、指導員という。）の任期は、2年とし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

廃棄物減量指導員の 4 つの役割

廃棄物減量指導員の皆さんには、それぞれの地域で次の活動をしていただきます。

1 ごみ減量の普及啓発に関すること【生ごみ減量化・リサイクルの取組など】

ごみの減量の重要性、その効果、また具体的な減量方法等について御理解いただき、その普及啓発に努めていただきます。

2 リサイクル活動実践の指導に関すること【資源集団回収の取組など】

地域で行われている資源集団回収などのリサイクル活動の活性化に努めていただきます。

3 排出方法の順守指導に関すること【分別ルールと排出マナーの取組など】

地域住民の皆さんに、ごみの分別排出方法や排出日の順守について、指導を行っていただきます。

4 廃棄物行政に関する意見及び情報の提供に関すること【地域巡回と資料の配布の取組など】

区廃棄物減量指導員連絡協議会の会議への出席、地域住民の皆さんの廃棄物行政に関する意見・要望や地域環境美化に関する情報の提供、市のアンケートに御協力いただきます。

(参考) 委嘱を受けた指導員の活動結果については、「第 15 期廃棄物減量指導員アンケート結果 (概要)」(49 ページ巻末資料 3) を御参照ください。

活動にあたってのお願い

- 指導を行う際は、「川崎市廃棄物減量指導員証明書」を必ず携帯し、また、必要に応じて腕章や帽子を着用してください。
- ごみの中には串やガラス等危険な物が混入している場合がありますので、原則として、ごみには直接触れないで下さい。地域活動でごみに直接触れる必要があるときは、けがをしないよう十分気をつけてください。
- 状況により指導内容を判断しかねる場合は、速やかに所管の生活環境事業所へ連絡してください。
- 複数回の指導にもかかわらず不適正排出などルールやマナーを守らない市民への対応は市職員が行いますので、所管の生活環境事業所へ連絡してください。
- 交通事故やけがなどしないよう、安全面に十分注意し活動してください。

廃棄物減量指導員連絡協議会

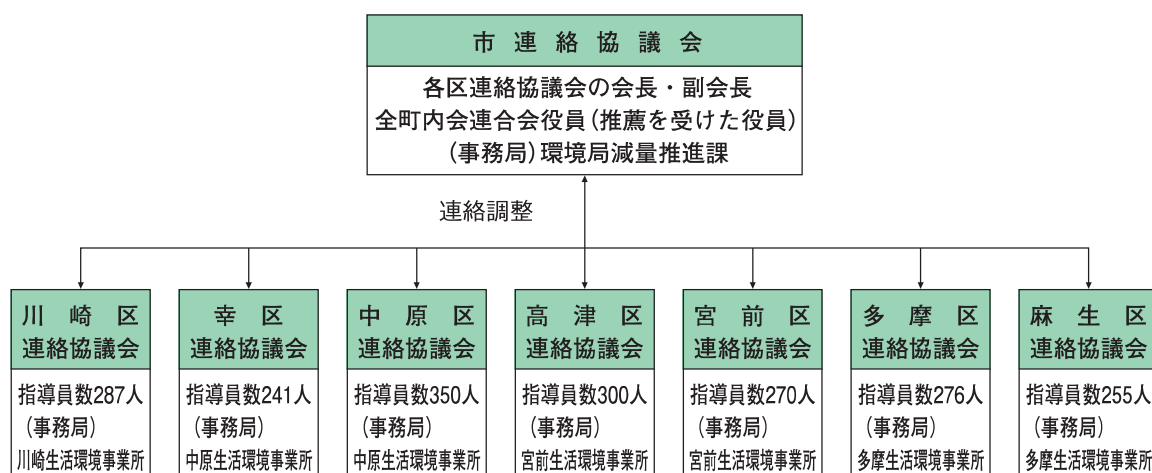
廃棄物減量指導員の皆さんが日々活動していく中で、疑問に感じることや対応に苦慮されることが起こると思われます。

そこで、他の地域の廃棄物減量指導員や市との情報交換の場として、また、指導員活動の活性化を図ることを目的として、各区に区廃棄物減量指導員連絡協議会を設置しています。

区廃棄物減量指導員連絡協議会は、年2回程度会議を開催する他、ごみ処理施設やリサイクル施設などへの見学会や勉強会など区廃棄物減量指導員連絡協議会ごとに独自の事業も実施しています。

さらに、各区の廃棄物減量指導員連絡協議会の代表者による市廃棄物減量指導員連絡協議会を設置し、各区廃棄物減量指導員連絡協議会との情報交換を行うなど指導員活動の活性化を図っています。

廃棄物減量指導員連絡協議会組織図



(令和6年4月現在の定数)

任期途中で廃棄物減量指導員を変更される場合

廃棄物減量指導員の委嘱は、住民組織からの推薦に基づき市長が行います。

このため、任期内に指導員を変更される場合は、住民組織からの届出が必要になりますので、住民組織の長(町内会・自治会長など)は、必ず所管の生活環境事業所または環境局減量推進課へ届出をしてください。

提出書類は59ページに添付の「変更届・承諾書」(様式第2号)です。

なお、新たな指導員の委嘱期間は、届出をいただいた翌月*の1日から前任者の残任期間となります。

